

相模原市重度障害者等福祉手当(市手当)は 令和7年4月から令和8年9月まで半額、 令和8年10月に廃止になります

令和6年10月から市手当の新規受付は廃止しており、令和6年9月時点で受給されていた方には、経過措置として令和8年9月まで次のとおり支給します。

なお、昨年お知らせした内容と変更はありませんが、重要な内容であることから、再度お知らせするものです。

■ 令和6年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月
						新規受付廃止。既存の受給者はこれまでどおり					
支給額と時期						令和6年9月末 重度区分：30,000円 中度区分：18,000円			令和7年3月末 重度区分：30,000円 中度区分：18,000円		

■ 令和7年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	R8.2月	R8.3月
		令和7年4月分から令和8年9月分まで支給額半額									
支給額と時期						令和7年9月末 重度区分：15,000円 中度区分：9,000円			令和8年3月末 重度区分：15,000円 中度区分：9,000円		

■ 令和8年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9.1月	R9.2月	R9.3月
						令和8年9月をもって支給廃止					
支給額と時期						令和8年9月末 重度区分：15,000円 中度区分：9,000円					

※ 令和6年9月時点で資格を喪失されていた方は、令和6年10月以降の支給対象となることができません。

※ 令和6年10月以降、特別養護老人ホーム等の施設に入所した場合や、市外に転出した場合は再度受給することはできません。



<市ホームページはこちら>

【お問合せ先】

相模原市 障害者施策の見直し及び転換に関するコールセンター(令和7年11月14日まで)

電話 0120-549-019 月～金(祝日を除く。)午前8時30分から午後5時15分まで

FAX 045-264-6432